

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正
1-1	1-1-2	5.仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される <u>設計仕様書、特記仕様書</u> を総称していう	5.仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される仕様書、特記仕様書を総称していう
1-2	1-1-2	12. 承諾とは、契約図書で明示し <u>が</u> た事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。	12. 承諾とは、契約図書で明示し <u>た</u> 事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。
1-4	1-1-5	4. 総合評価方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書で請負者が提案した内容を全て施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が <u>採用を認めないことを通知した提案</u> については、施工計画書に記載してはならない。	4. 総合評価方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書で請負者が提案した内容を全て施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が <u>採用を認めない提案</u> については、施工計画書に記載してはならない。
1-5 ~6	1-1-6	3. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、監理技術者等を変更できるものとする。 変更については、下記を満足することを条件とする。 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。 3) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。 (以下省略)	3. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、監理技術者等を変更できるものとする。 変更については、下記を満足することを条件とする。 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。 3) 請負者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。 (以下省略)
1-6	1-1-7	1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「 <u>工事カルテ受領書</u> 」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 (以下省略)	1. 請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「 <u>登録内容確認書</u> 」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 (以下省略)

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正																																																					
1-16	1-1-23	<p>表 1- 2段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1共通</td> <td rowspan="2">3. 一般施工</td> <td rowspan="2">13</td> <td rowspan="2">2</td> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防・治山・農業農村整備土工 道路土工 (掘削工)</td> <td></td> <td>土 (岩) 質の変化した時 掘削完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 土工</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">4</td> <td>道路土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>ブルフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">3. 一般施工</td> <td rowspan="6">10</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">表面安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>バーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ベーパードレーン</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	種 別	細 別	確 認 時 期	1共通	3. 一般施工	13	2	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防・治山・農業農村整備土工 道路土工 (掘削工)		土 (岩) 質の変化した時 掘削完了時	4. 土工	4	4	道路土工 (路床盛土工)		ブルフローリング実施時	舗装工 (下層路盤)			3. 一般施工	10	4	表面安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	7	バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ベーパードレーン	施工時 施工完了時	8	締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時	9	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時				薬液注入	施工時	<p>訂正前 : 固結工 訂正後 : 固結工</p> <p>訂正前 : 粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰攪拌</p> <p>訂正後 : 粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰攪拌</p>
編	章	節	条	種 別	細 別	確 認 時 期																																																		
1共通	3. 一般施工	13	2	指定仮設工		設置完了時																																																		
				河川・海岸・砂防・治山・農業農村整備土工 道路土工 (掘削工)		土 (岩) 質の変化した時 掘削完了時																																																		
	4. 土工	4	4	道路土工 (路床盛土工)		ブルフローリング実施時																																																		
				舗装工 (下層路盤)																																																				
	3. 一般施工	10	4	表面安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																		
					置換	掘削完了時																																																		
					サンドマット	処理完了時																																																		
			7	バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ベーパードレーン	施工時 施工完了時																																																		
			8	締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時																																																		
			9	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時																																																		
			薬液注入	施工時																																																				
1-16	1-1-23	<p>表 1- 2段階確認一覧表</p>	<p>訂正前 : H杭 訂正後 : H鋼杭</p>																																																					

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正																					
1-16	1-1-23	<p>表 1- 2段階確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="275 252 1205 384"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>砂防</td> <td>1.</td> <td>ダム</td> <td>砂防ダム、治山ダム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>治山</td> <td>1.</td> <td>深間工</td> <td>治山ダム</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	種 別	細 別	確 認 時 期	4	砂防	1.	ダム	砂防ダム、治山ダム			15	治山	1.	深間工	治山ダム		法線設置完了時	<p>訂正前 : 砂防ダム、治山ダム 訂正後 : 砂防ダム</p>
編	章	節	条	種 別	細 別	確 認 時 期																		
4	砂防	1.	ダム	砂防ダム、治山ダム																				
15	治山	1.	深間工	治山ダム		法線設置完了時																		
1-17	1-1-23	<p>表 1- 2段階確認一覧表</p>	<p>訂正前 : 9 訂正後 : 4・9</p>																					
1-18	1-1-23	<p>表 1- 2段階確認一覧表</p>	<p>訂正前 : プレストレスト導入完了時 (工場製作除く横締め作業完了時) 鉄筋組立完了時 (工場製作除く) 訂正後 : プレストレスト導入完了時 (工場製作除く)横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 (工場製作除く)縦締め作業完了時 PC鋼線 鉄筋組立完了時 (工場製作除く)</p> <p>訂正前 : PCボロースラブ製作工 訂正後 : PCホロースラブ製作工</p>																					

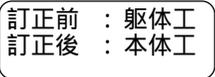
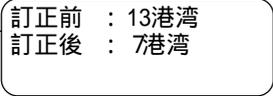
三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正																																
1-18	1-1-23	表 1- 2段階確認一覧表	<div data-bbox="1384 276 1704 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 訂正前 : 急結材 訂正後 : 急結材 </div>																																
1-19	1-1-23	表 1- 2段階確認一覧表 <table border="1" data-bbox="264 571 1211 882"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">6道路</td> <td rowspan="6">17. 道路修繕</td> <td rowspan="3">22</td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6">R C橋脚鋼板巻立て工</td> <td>フーチング定着アンカー掘削 孔工</td> <td>フーチング定着アンカー掘削 孔完了時</td> </tr> <tr> <td>鋼板埋込み固定アンカー</td> <td>鋼板埋込み固定アンカー完了 時</td> </tr> <tr> <td>溶接</td> <td>溶接前 溶接完了時</td> </tr> <tr> <td>現場塗装</td> <td>現場塗装前 現場塗装完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20</td> <td rowspan="3">アンカーボルト</td> <td>アンカーボルト長 (材料)</td> <td>材料搬入時 (1回 /1工事)</td> </tr> <tr> <td>削孔長</td> <td>削孔時 (1回 /1支承線上)</td> </tr> <tr> <td>定着長 (※)</td> <td>定着後 (1回 /10本)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄筋</td> <td></td> <td>組立完了時 (1回 /1支承線上)</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	種 別	細 別	確 認 時 期	6道路	17. 道路修繕	22		R C橋脚鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー掘削 孔工	フーチング定着アンカー掘削 孔完了時	鋼板埋込み固定アンカー	鋼板埋込み固定アンカー完了 時	溶接	溶接前 溶接完了時	現場塗装	現場塗装前 現場塗装完了時	20	アンカーボルト	アンカーボルト長 (材料)	材料搬入時 (1回 /1工事)	削孔長	削孔時 (1回 /1支承線上)	定着長 (※)	定着後 (1回 /10本)		鉄筋		組立完了時 (1回 /1支承線上)	<div data-bbox="1323 539 1576 608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 訂正前 : 搾孔 訂正後 : 穿孔 </div> <div data-bbox="1397 679 1928 764" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 訂正前 : 鋼板埋込み固定アンカー完了時 訂正後 : 鋼板建込み固定アンカー工完了時 </div> <div data-bbox="1397 818 1852 895" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 訂正前 : 鋼板埋込み固定アンカー 訂正後 : 鋼板取付け工、固定アンカー工 </div>
編	章	節	条	種 別	細 別	確 認 時 期																													
6道路	17. 道路修繕	22		R C橋脚鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー掘削 孔工	フーチング定着アンカー掘削 孔完了時																													
					鋼板埋込み固定アンカー	鋼板埋込み固定アンカー完了 時																													
					溶接	溶接前 溶接完了時																													
		現場塗装			現場塗装前 現場塗装完了時																														
		20			アンカーボルト	アンカーボルト長 (材料)	材料搬入時 (1回 /1工事)																												
						削孔長	削孔時 (1回 /1支承線上)																												
定着長 (※)	定着後 (1回 /10本)																																		
	鉄筋		組立完了時 (1回 /1支承線上)																																
1-19	1-1-23	表 1- 2段階確認一覧表	<div data-bbox="1462 1182 1744 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 訂正前 : 立杭 訂正後 : 立坑 </div>																																

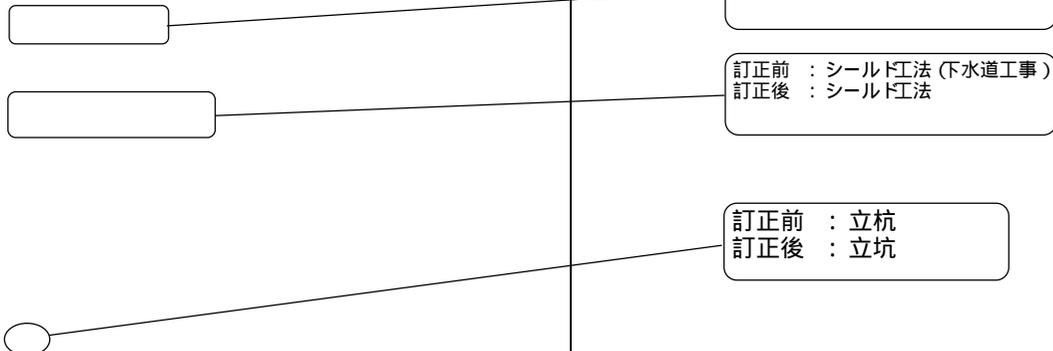
三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正
1-20	1-1-23	表 1- 2段階確認一覧表 	 訂正前 : 鑄鉄管 (第7編1-1-3の規格品以外) 訂正後 : 鑄鉄管 (第11編1-1-3の規格品以外)
1-21	1-1-23	表 1- 2段階確認一覧表 	 訂正前 : 躯体工 訂正後 : 本体工
1-21	1-1-23	表 1- 2段階確認一覧表 	 訂正前 : 13港湾 訂正後 : 7港湾
1-24	1-1-23	表 1- 3施工状況立会一覧表 	 訂正前 : 9 訂正後 : 4・9

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正
1-24 ~25	1-1-23	<p>表 1- 3施工状況立会一覧表</p> 	<p>訂正前 : 推進工 (下水道工事) 訂正後 : 推進工</p> <p>訂正前 : シールド工法 (下水道工事) 訂正後 : シールド工法</p> <p>訂正前 : 立杭 訂正後 : 立坑</p>
1-31 ~33	1-1-34	<p>11. 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。</p> <p>12. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めるものとする。 工事現場に設置する標示板、工事看板については、間伐材を使用するものとする。ただし、供給状況により使用できない場合は、監督員と協議するものとする。また、バリケード等については、使用に努めることとする。 なお、工事現場のイメージアップの内容について、施工計画書の(12)現場作業環境の整備に記載しなければならない。 また、請負者は、イメージアップ経費適用工事である場合は、<u>施工前にはイメージアップ実施計画書を、また、工事完成時にはイメージアップ実績報告書を監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>31. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネットと、シートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。 なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上檜の間隔が75cmを超える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。 また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時まで監督員へ提出しなければならない。</p>	<p>11. 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。</p> <p>12. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めるものとする。 工事現場に設置する標示板、工事看板については、間伐材を使用するものとする。ただし、供給状況により使用できない場合は、監督員と協議するものとする。また、バリケード等については、使用に努めることとする。 なお、工事現場のイメージアップの内容について、施工計画書の(13)現場作業環境の整備に記載しなければならない。 また、請負者は、イメージアップ経費適用工事である場合は、<u>施工前にはイメージアップ実施計画書を提出し、工事完成時にはイメージアップ実績報告書を監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>31. 請負者は、足場を設置する場合、幅木・メッシュシート・安全ネット等を設け、作業床からの落下物による事故防止に努めなければならない。 なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上檜の間隔が85cm以上の手すりに加え、その間に単管パイプ等により、高さ35cm以上50cm以下の中棧等を設けなければならない。 また、安全ネット・手すり・幅木等について、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時まで監督員へ提出しなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正
1-40 ~43	1-1-42	<p>1. 請負者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成18年 法律第118号)</p> <p>(2) 建設業法 (昭和24年 法律第100号)</p> <p>(3) 下請代金遅延等防止法 (昭和31年 法律第120号)</p> <p>(4) 労働基準法 (昭和22年 法律第49号)</p> <p>(5) 最低賃金法 (昭和34年 法律第137号)</p> <p><u>(4) 労働安全衛生法 (昭和47年 法律第57号)</u></p> <p><u>(5) 雇用保険法 (昭和49年 法律第116号)</u></p> <p><u>(6) 厚生年金保険法 (昭和29年 法律第115号)</u></p> <p><u>(7) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年 法律第84号)</u></p> <p><u>(8) 労働者災害補償保険法 (昭和22年 法律第50号)</u></p> <p>(省 略)</p> <p><u>(88) 著作権法 (昭和45年 法律第48号)</u></p> <p><u>(89) 警備業法 (昭和47年 法律第117号)</u></p> <p><u>(90) 公共工事の品質確保に関する法律 (平成17年 法律第18号)</u></p>	<p>1. 請負者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成18年 法律第118号)</p> <p>(2) 建設業法 (昭和24年 法律第100号)</p> <p>(3) 下請代金遅延等防止法 (昭和31年 法律第120号)</p> <p>(4) 労働基準法 (昭和22年 法律第49号)</p> <p>(5) 最低賃金法 (昭和34年 法律第137号)</p> <p><u>(6) 労働安全衛生法 (昭和47年 法律第57号)</u></p> <p><u>(7) 雇用保険法 (昭和49年 法律第116号)</u></p> <p><u>(8) 厚生年金保険法 (昭和29年 法律第115号)</u></p> <p><u>(9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年 法律第84号)</u></p> <p><u>(10) 労働者災害補償保険法 (昭和22年 法律第50号)</u></p> <p>(省 略) 以下番号訂正</p> <p><u>(90) 著作権法 (昭和45年 法律第48号)</u></p> <p><u>(91) 警備業法 (昭和47年 法律第117号)</u></p> <p>→ 削 除</p>
1-93	3-2-1	<p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p><u>厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成15年 4月)</u></p>	<p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p><u>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年 4月)</u></p>
1-170	3-13-24	<p>請負者は、足場の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「<u>手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年 4月)</u>」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</p>	<p>請負者は、足場の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「<u>手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年 4月)</u>」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正
1-188	5-3-2	<p>2 . 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造され J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、<u>配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで</u>に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JISマーク表示認証工場であっても J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) 以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第 1 編 5-3-3 配合及び <u>5-3-4 材料の計量の規定</u>によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造され J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、<u>製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時においても監督員等の請求があった場合は提示</u>しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JISマーク表示認証工場であっても J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) 以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第 1 編 5-3-3 配合及び <u>5-3-5 現場練りコンクリートの規定</u>によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 2編 河川・水路編

ページ	条	誤	正
2-5	1-5-2	<p>1 . 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>7) 被覆材の品質規格は、1 . (2) . 5)表 1 - 3 によるものとする。</p>	<p>1 . 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>7) 被覆材の品質規格は、1 . (1) . 5)表 1 - 3 によるものとする。</p>
2-51	4-12-2	<p>1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>JISマーク表示認定工場</u>または、<u>JIS認定工場</u>において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) PC鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた<u>共試体</u>を用いて行うものとする。</p>	<p>1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>JISマーク表示認証工場</u>において製作したものを 用いなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) PC鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、 除去し製作されたもの。</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm²以上であることを確認し、製作さ れたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた<u>供試体</u>を用いて行う ものとする。</p>
2-88	7-4-4	<p>8 . 請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については<u>監督員</u>に従って施工しなければならない。</p>	<p>8 . 請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については<u>設計図書</u>に従って施工しなければ ならない。</p>

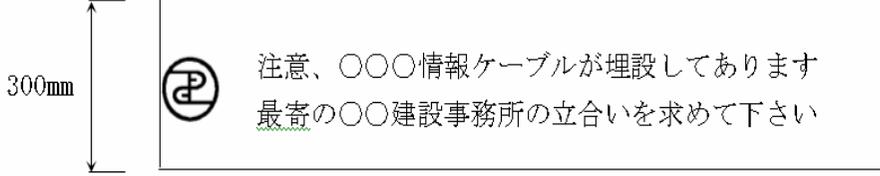
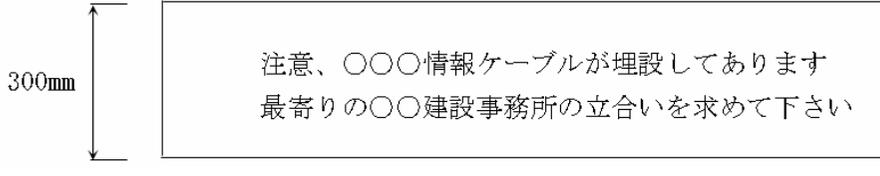
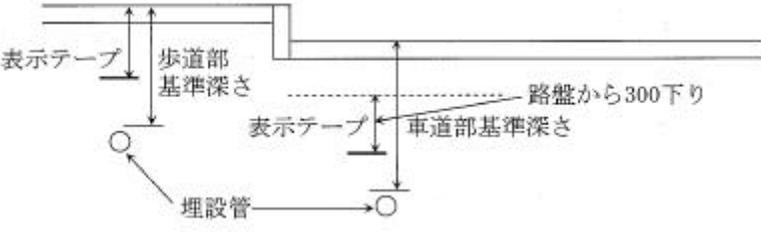
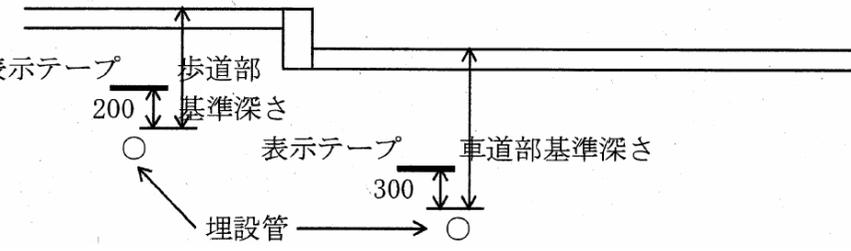
三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 3編 砂防・地滑り防止編

ページ	条	誤	正
4-5	1-4-1	<p>10. 型枠は設計図書によるものとし、県産間伐材塗装合板型枠を使用する際は、入手困難等による場合は、監督員と協議のうえ、他の同等の製品に変更することができる。</p>	<p>10. 型枠は設計図書によるものとし、県産間伐材塗装合板型枠を使用する際に、入手困難等による場合は、監督員と協議のうえ、他の製品に変更することができる。</p>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 6編 道路編

ページ	条	誤	正
6-30	2-3-12	ブロック舗装工の施工については、第 1 編 3-9-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。	ブロック舗装工の施工については、第 1 編 3-9-8 ブロック舗装工の規定によるものとする。
6-36	2-7-2	<p>(3)形状・寸法等</p> <p>① 形状</p>  <p>注意、○○○情報ケーブルが埋設してあります 最寄りの○○建設事務所の立合いを求めて下さい</p> <p>図 2- 2 埋設テープ</p>	<p>(3)形状・寸法等</p> <p>① 形状</p>  <p>注意、○○○情報ケーブルが埋設してあります 最寄りの○○建設事務所の立合いを求めて下さい</p> <p>図 2- 2 埋設テープ</p>
6-36	2-7-2	<p>(4)埋設深</p>  <p>表示テープ 歩道部 基準深さ 路盤から300下り 表示テープ 車道部基準深さ 埋設管</p> <p>図 2- 3 埋設深</p>	<p>(4)埋設深</p>  <p>表示テープ 歩道部 基準深さ 200 表示テープ 車道部基準深さ 300 埋設管</p> <p>図 2- 3 埋設深</p>
6-57	4-3-3	<p>2 . 仮組立て検査</p> <p>請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、直接仮組立てを行う場合は、請負者の立会のもとに、仮組立て検査を行わなければならない。</p> <p>なお、他の方法によって仮組立てと同等の精度が行える場合の出来形管理として、シミュレーション仮組立検査の場合は、施工管理基準の出来形管理基準及び規格値第 6 編第 4 章第 3 節14-1条桁製作工により管理しなければならない。</p>	<p>2 . 仮組立て検査</p> <p>請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、直接仮組立てを行う場合は、発注者の立会のもとに、仮組立て検査を行わなければならない。</p> <p>なお、他の方法によって仮組立てと同等の精度が行える場合の出来形管理として、シミュレーション仮組立検査の場合は、施工管理基準の出来形管理基準及び規格値第 6 編第 4 章第 3 節14-1条桁製作工により管理しなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 6編 道路編

ページ	条	誤	正
6-79	5-4-2	1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、 <u>JISマーク表示認定工場</u> または、 <u>JIS認定工場</u> において製作したものを 用いなければならない。	1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、 <u>JISマーク表示認証工場</u> において製作したものを 用いなければならない。
6-107	7-2-1	第 2 節 適用すべき諸基準 <u>労働省</u> ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年5月)	第 2 節 適用すべき諸基準 <u>厚生労働省</u> ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 11編 水道・工業用水道編

ページ	条	誤	正
11-24	4-6-1	4.溶接作業準備	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 訂正前 : 1.低水素系はJIS D 4316による裏波溶接用 訂正後 : 1.低水素系はJIS Z3211 E4316による裏波溶接用 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 訂正前 : 2.イルミナイト系はJIS D 4301による重要構造物全姿勢用 訂正後 : 2.イルミナイト系はJIS Z3211 E4319による重要構造物全姿勢用 </div>
11-29 ~30	4-6-4	1.現場における鋼管の内面塗装は、J W W A K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 及び J W W A K 157 (水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法) の規格に準ずるものとする。 なお、無溶剤型エポキシ塗料については W S P 051 (水道用無溶剤型エポキシ樹脂塗料塗装方法) の規格に適合する塗料を用いるものとする。	1.現場における鋼管の内面塗装は、J W W A K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 及び J W W A K 157 (水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法) の規格に準ずるものとする。
11-32	6-2-1	使用する材料については、W S P 007 (水管橋設計基準) 及び W S P 068 (水道用ステンレス鋼管設計・施工指針) の規格に適合したものを使用するものとする。 なお、管端ステンレス鋼付鋼管を使用する場合は、W S P 068 (水道用ステンレス鋼管設計・施工指針) の規格によるものとする。	使用する材料については、W S P 007 (水管橋設計基準) 及び W S P 068 (水道用ステンレス鋼管設計・施工指針) の規格に適合したものを使用するものとする。

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 11編 水道・工業用水道編

ページ	条	誤	正
11-39	7-2-5	<p>1 . 請負者は、次に示す要領により塗膜厚を測定するものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 測定機器 膜厚測定器は、<u>2点調整式電磁膜厚計</u>を使用するものとする。</p> <p>(4) 塗膜厚の判定 塗膜厚測定値 (5 点測定・ 4 点測定) の平均値は、目標塗膜厚 (合計値) の90%以上とする。 塗膜厚測定値 (5 点測定・ 4 点測定) の最低値は、目標塗膜厚 (合計値) の75%以上とする。 塗膜厚測定値 (5 点測定・ 4 点測定) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 (合計値) の20%を超えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚以上の場合合格とする。 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は、2倍の測定を行い判定値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、<u>最</u>検査するものとする。</p>	<p>1 . 請負者は、次に示す要領により塗膜厚を測定するものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 測定機器 膜厚測定器は、<u>調整式電磁膜厚計</u>を使用するものとする。</p> <p>(4) 塗膜厚の判定 塗膜厚測定値 (5 点測定・ 4 点測定) の平均値は、目標塗膜厚 (合計値) の90%以上とする。 塗膜厚測定値 (5 点測定・ 4 点測定) の最低値は、目標塗膜厚 (合計値) の75%以上とする。 塗膜厚測定値 (5 点測定・ 4 点測定) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 (合計値) の20%を超えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚以上の場合合格とする。 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は、2倍の測定を行い判定値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、<u>再</u>検査するものとする。</p>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

第 14編 林道編

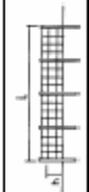
ページ	条	誤	正
14-44	4-3-3	<p>2 . 仮組立て検査</p> <p>請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、直接仮組立てを行う場合は、<u>請負者</u>の立会のもとに、仮組立て検査を行わなければならない。</p> <p>なお、他の方法によって仮組立てと同等の精度が行える場合の出来形管理として、シミュレーション仮組立検査の場合は、<u>施工管理基準</u>の出来形管理基準及び規格値第 6 編第 4 章第 3 節14-1条桁製作工により管理しなければならない。</p>	<p>2 . 仮組立て検査</p> <p>請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、直接仮組立てを行う場合は、<u>発注者</u>の立会のもとに、仮組立て検査を行わなければならない。</p> <p>なお、他の方法によって仮組立てと同等の精度が行える場合の出来形管理として、シミュレーション仮組立検査の場合は、<u>施工管理基準</u>の出来形管理基準及び規格値第 6 編第 4 章第 3 節14-1条桁製作工により管理しなければならない。</p>
14-67	5-4-2	<p>1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>JISマーク表示認定工場</u>または、<u>JIS認定工場</u>において製作したものを用いなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>JISマーク表示認証工場</u>において製作したものを用いなければならない。</p>
14-97	14-2-1	<p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p><u>労働省</u> ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年 5月)</p>	<p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p><u>厚生労働省</u> ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年 3月)</p>

ページ	条	誤	正
15-44			
出来高管理基準			

別紙 2を添付してください。

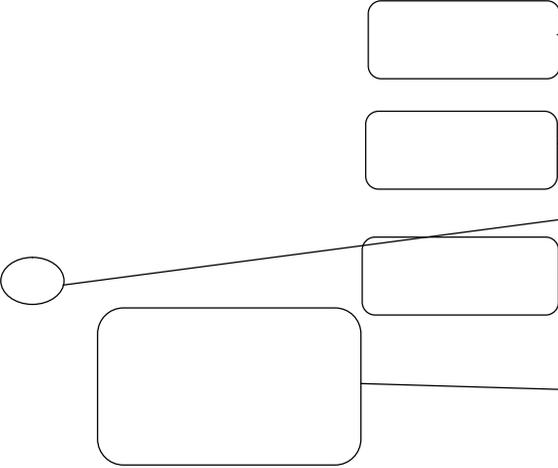
出来高管理基準

(単位：mm)

編 号	工 程	測定の項目	換算値	測定基準	測定箇所	備 考
5 15 治 山	苗 木	樹 高	-50	樹高 測定後の検査は、 標準木1,000本に1本とする。		
		樹 冠 延 在 径	-2			
		本 数	-1%			
	地 留 え	植 草 木 の 刈 り 高	+50	刈り払い後の噴射成長は含まないものとする。	植草木の刈り高の測定は、5haまでは3箇所以下5haを超える毎に1箇所とする。 (標準樹は1m程度とする。)	
	植 栽 付 け	苗 高	-10%	ヒノキの苗の必要の植栽間隔は全て満たす。		
		植 栽 本 数	-5%			
	下 刈 り	植 草 木 の 刈 り 高	+50	刈り払い後の噴射成長は含まないものとする。	植草木の刈り高の測定は、5haまでは3箇所、以下5haを超える毎に1箇所とする。 (標準樹は1m程度とする。)	
	枝 落 と し	打 上 げ 高 さ	-100	打ち上げ高さ及び打ち幅の測定は1,000本当たり2本とする		
		打 上 げ 幅	-100			
		枝 落 と し 本 数	-5%			
	本 数 測 定 伐 採	測 定 本 数	-5ポイント	設計測定率の±5ポイント		
		伐 採 し と 同 時 施 工 の 場 合	±5ポイント	伐採しとの同時施工の場合は設計測定率の±5ポイントとする		
	林 内 歩 道	切 り 高 (株 高)	+100	切り高 (株高)の測定は測定本数が1,000本以下2株 1,000～5,000本5株 5,000本以上は伐倒本数の0.02%		
		測 定 間 隔 率	-0.5%	測定間の距離		
	林 内 歩 道	幅 員	-50			
		高 さ	±75			
	構 造 工	延 長	-1.5%	測定率は50m1箇所 延長は全箇所		
		測 定 率	1.0%	測定率の1.0%		

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月) 正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正		
57		<p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは 3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに 1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p>		
58		<p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは 3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに 1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>訂正前 : (表裏工) 訂正後 : (表層工)</p> <table border="1" data-bbox="1413 1161 2018 1449"> <tr> <td data-bbox="1458 1169 1626 1441">平坦性</td> <td data-bbox="1626 1169 1962 1441"> 3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下 </td> </tr> </table>	平坦性	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下
平坦性	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月) 正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ		誤		正																																																																																	
59		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">編 号</th> <th rowspan="3">章 節</th> <th rowspan="3">系 統</th> <th rowspan="3">種 別</th> <th rowspan="3">工 種</th> <th rowspan="3">測定項目</th> <th colspan="3">規 格 値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">個々の測定値 (×)</th> <th rowspan="2">10個の測定値の平均値 (△)</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> <th>中規模以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 共通編</td> <td>3 一般施工</td> <td>9 一般舗装工</td> <td>6 2</td> <td>コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)</td> <td>厚 さ</td> <td>-25</td> <td>-30</td> <td>-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅</td> <td>-50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1 共通編</td> <td>3 一般施工</td> <td>9 一般舗装工</td> <td>6 3</td> <td>コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)</td> <td>厚 さ</td> <td>-25</td> <td>-30</td> <td>-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅</td> <td>-50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1 共通編</td> <td>3 一般施工</td> <td>9 一般舗装工</td> <td>6 4</td> <td>コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)</td> <td>厚 さ</td> <td>-9</td> <td>-12</td> <td>-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅</td> <td>-25</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	編 号	章 節	系 統	種 別	工 種	測定項目	規 格 値			個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均値 (△)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 2	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8						幅	-50	-	-	1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 3	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8						幅	-50	-	-	1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3						幅	-25	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</td> <td>工事規模の考え方は中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(△)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取については断面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割りでコアを採取して測定。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(△)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取については断面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。			幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割りでコアを採取して測定。			<p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取して測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1箇所の割でコアを採取して測定。</p>
編 号	章 節	系 統							種 別	工 種	測定項目	規 格 値																																																																									
												個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均値 (△)																																																																							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上																																																																																
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 2	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8																																																																													
					幅	-50	-	-																																																																													
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 3	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8																																																																													
					幅	-50	-	-																																																																													
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3																																																																													
					幅	-25	-	-																																																																													
測定基準	測定箇所	摘要																																																																																			
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(△)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取については断面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																																																																																				
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。																																																																																					
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割りでコアを採取して測定。																																																																																					
60		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">編 号</th> <th rowspan="3">章 節</th> <th rowspan="3">系 統</th> <th rowspan="3">種 別</th> <th rowspan="3">工 種</th> <th rowspan="3">測定項目</th> <th colspan="3">規 格 値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">個々の測定値 (×)</th> <th rowspan="2">10個の測定値の平均値 (△)</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> <th>中規模以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 共通編</td> <td>3 一般施工</td> <td>9 一般舗装工</td> <td>6 5</td> <td>コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)</td> <td>厚 さ</td> <td>-10</td> <td>-3.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅</td> <td>-25</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平坦性</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>目地陥差</td> <td>±2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編 号	章 節	系 統	種 別	工 種	測定項目	規 格 値			個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均値 (△)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5							幅	-25	-							平坦性	-	-	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下						目地陥差	±2	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</td> <td>工事規模の考え方は中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(△)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方は中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(△)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			<p>平坦性</p> <p>コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下</p>																					
編 号	章 節	系 統							種 別	工 種	測定項目	規 格 値																																																																									
												個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均値 (△)																																																																							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上																																																																																
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6 5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5																																																																														
					幅	-25	-																																																																														
					平坦性	-	-	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下																																																																													
					目地陥差	±2	-																																																																														
測定基準	測定箇所	摘要																																																																																			
厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方は中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(△)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。																																																																																				
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																																																																																					

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月) 正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正																							
61	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">編 章 節 条 款 番 号</th> <th rowspan="3">工 種</th> <th rowspan="3">測定項目</th> <th colspan="3">規 格 値</th> <th rowspan="3">測 定 基 準</th> <th rowspan="3">測 定 箇 所</th> <th rowspan="3">摘 要</th> </tr> <tr> <th colspan="3">個々の測定値 (×)</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> <th>中規模以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3 9 5 10 共通編 一般施工 一般舗装工</td> <td>コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)</td> <td>厚 さ 幅 平坦性 目地総差</td> <td>-15 -35 — =2</td> <td>-4.5 — — —</td> <td>厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編 章 節 条 款 番 号	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	個々の測定値 (×)			中規模以上	小規模以下	中規模以上	1 3 9 5 10 共通編 一般施工 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ 幅 平坦性 目地総差	-15 -35 — =2	-4.5 — — —	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">平坦性</p> <p style="text-align: center;">転圧コンクリートの硬化後、 3mプロファイルメーター により (σ) 2.4mm以下。</p> </div>
編 章 節 条 款 番 号	工 種				測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
						個々の測定値 (×)																			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上																					
1 3 9 5 10 共通編 一般施工 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ 幅 平坦性 目地総差	-15 -35 — =2	-4.5 — — —	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																				
91	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px;"></div> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1箇所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1箇所の割でコアーを採取して測定。</p> </div>																							

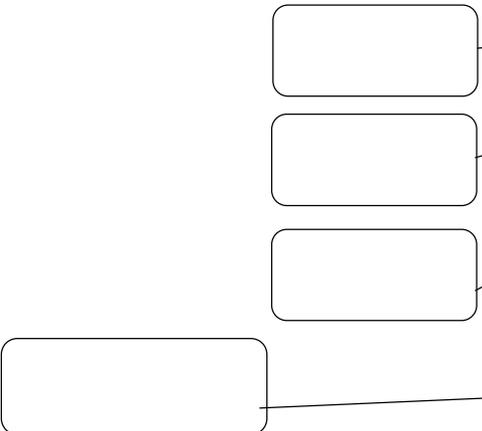
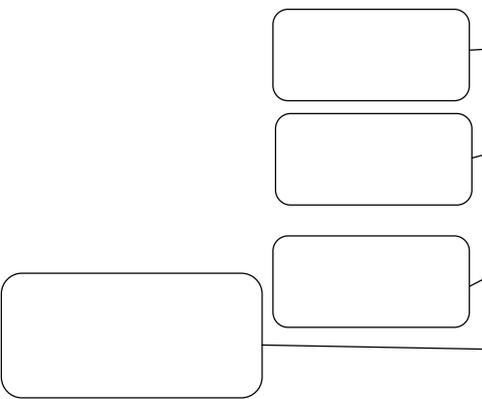
三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月) 正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ		誤										正									
92																					
編	章	節	条	款	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	訂正前		訂正後					
							個々の測定値 (×)	10個の測定値の平均 (Σ _n)													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											
2	4	16	5	5	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (Σ _n) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取については、横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1個の割でコアを採取して測定。		
2	4	16	7	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±80	-	-	厚 さ	-45	-45	-15	-15	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。				
2	4	16	7	2	排水性舗装工 (上層路盤工 (粒状調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。					
2	4	16	7	3	排水性舗装工 (上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工))	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。					
												平坦性		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下							
												訂正前		訂正後							
												幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。							

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月) 正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正		
93		<p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1個の割でコアーを採取して測定。</p> <table border="1" data-bbox="1366 566 2027 758"> <tr> <td data-bbox="1366 566 1523 758">平坦性</td> <td data-bbox="1523 566 2027 758"> 3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下 </td> </tr> </table>	平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下
平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			
95		<p>訂正前 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>訂正後 : 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、2,000㎡までに3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <table border="1" data-bbox="1366 1220 2027 1444"> <tr> <td data-bbox="1366 1220 1523 1444">平坦性</td> <td data-bbox="1523 1220 2027 1444"> 3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下 </td> </tr> </table>	平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下
平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月) 正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正																																																																											
96	<p style="text-align: center;">訂正前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種別</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> <th>工 程</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼筋・主筋</td> <td rowspan="3">鋼筋</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)</td> <td>全長、大型表 L (m)</td> <td>±(L+L/10)</td> </tr> <tr> <td>鋼げた、主筋の 中心 間 隔 距 B (m)</td> <td>±(4+B/5) ±(B/5) ---B>4</td> </tr> <tr> <td>主筋の組立高さ h (m)</td> <td>±(h/5) ±(h/5) ---h>4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">訂正後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼げた等 トラス・アーチ等</td> <td></td> <td>全長、主構立敷を測定。 鋼筋のしりぞきによる検査は実施しない。 ただし、「鋼げた、主筋の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>各支点及び各支間中央付近を測定。 鋼筋のしりぞきによる検査は実施しない。 ただし、「鋼げた、主筋の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鋼筋部及び中心部を測定。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	種別	数量	仕様	工 程	測定項目	規格値	鋼筋・主筋	鋼筋	4	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	全長、大型表 L (m)	±(L+L/10)	鋼げた、主筋の 中心 間 隔 距 B (m)	±(4+B/5) ±(B/5) ---B>4	主筋の組立高さ h (m)	±(h/5) ±(h/5) ---h>4	測定基準	測定箇所	備考	鋼げた等 トラス・アーチ等		全長、主構立敷を測定。 鋼筋のしりぞきによる検査は実施しない。 ただし、「鋼げた、主筋の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			各支点及び各支間中央付近を測定。 鋼筋のしりぞきによる検査は実施しない。 ただし、「鋼げた、主筋の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			鋼筋部及び中心部を測定。	<p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">別紙 3を添付してください。</p> <p style="text-align: center;">訂正前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種別</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> <th>工 程</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">鋼筋・主筋</td> <td rowspan="6">鋼筋</td> <td rowspan="6">4</td> <td rowspan="6">1</td> <td rowspan="6">桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)</td> <td>フランジ幅w (mm)</td> <td>±2..... w<50.8 ±3..... 51<w<150 ±4..... 151<w<225 ±5..... 226<w</td> </tr> <tr> <td>鋼 板 高h (mm)</td> <td>±4.....</td> </tr> <tr> <td>鋼板間隔h' (mm)</td> <td>±(h'+w/2) 2.0<w</td> </tr> <tr> <td>鋼筋の鉛直度</td> <td>h/200</td> </tr> <tr> <td>鋼筋の水平度</td> <td>b/100</td> </tr> <tr> <td>フランジの底角直さ</td> <td>w/200</td> </tr> <tr> <td>鋼筋の鉛直度</td> <td>±3..... ±510 ±4..... ±>10</td> </tr> <tr> <td>トラス、アーチ等</td> <td>±510 ±3..... ±>10</td> </tr> <tr> <td>正鋼筋の直がり</td> <td>±/1000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">訂正後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラス・アーチ等</td> <td></td> <td>主筋・主骨、各支点及び各支間中央付近を測定。桁筋など構造別に、5mm刻につき1箇所を取った鋼材の中央付近を測定。 1型鋼形式 トラス・アーチ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主筋、各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 鋼板高 (mm) h': 鋼板又はウェブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>桁筋として仮組立をしない状態の鋼材について、主要鋼材全数を測定。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主要鋼材全数を測定。 h: 鋼板高 (mm)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	種別	数量	仕様	工 程	測定項目	規格値	鋼筋・主筋	鋼筋	4	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	フランジ幅w (mm)	±2..... w<50.8 ±3..... 51<w<150 ±4..... 151<w<225 ±5..... 226<w	鋼 板 高h (mm)	±4.....	鋼板間隔h' (mm)	±(h'+w/2) 2.0<w	鋼筋の鉛直度	h/200	鋼筋の水平度	b/100	フランジの底角直さ	w/200	鋼筋の鉛直度	±3..... ±510 ±4..... ±>10	トラス、アーチ等	±510 ±3..... ±>10	正鋼筋の直がり	±/1000	測定基準	測定箇所	備考	トラス・アーチ等		主筋・主骨、各支点及び各支間中央付近を測定。桁筋など構造別に、5mm刻につき1箇所を取った鋼材の中央付近を測定。 1型鋼形式 トラス・アーチ			主筋、各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 鋼板高 (mm) h': 鋼板又はウェブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)			桁筋として仮組立をしない状態の鋼材について、主要鋼材全数を測定。			主要鋼材全数を測定。 h: 鋼板高 (mm)
種別	種別	数量	仕様	工 程	測定項目	規格値																																																																							
鋼筋・主筋	鋼筋	4	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	全長、大型表 L (m)	±(L+L/10)																																																																							
					鋼げた、主筋の 中心 間 隔 距 B (m)	±(4+B/5) ±(B/5) ---B>4																																																																							
					主筋の組立高さ h (m)	±(h/5) ±(h/5) ---h>4																																																																							
測定基準	測定箇所	備考																																																																											
鋼げた等 トラス・アーチ等		全長、主構立敷を測定。 鋼筋のしりぞきによる検査は実施しない。 ただし、「鋼げた、主筋の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。																																																																											
		各支点及び各支間中央付近を測定。 鋼筋のしりぞきによる検査は実施しない。 ただし、「鋼げた、主筋の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。																																																																											
		鋼筋部及び中心部を測定。																																																																											
種別	種別	数量	仕様	工 程	測定項目	規格値																																																																							
鋼筋・主筋	鋼筋	4	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	フランジ幅w (mm)	±2..... w<50.8 ±3..... 51<w<150 ±4..... 151<w<225 ±5..... 226<w																																																																							
					鋼 板 高h (mm)	±4.....																																																																							
					鋼板間隔h' (mm)	±(h'+w/2) 2.0<w																																																																							
					鋼筋の鉛直度	h/200																																																																							
					鋼筋の水平度	b/100																																																																							
					フランジの底角直さ	w/200																																																																							
鋼筋の鉛直度	±3..... ±510 ±4..... ±>10																																																																												
トラス、アーチ等	±510 ±3..... ±>10																																																																												
正鋼筋の直がり	±/1000																																																																												
測定基準	測定箇所	備考																																																																											
トラス・アーチ等		主筋・主骨、各支点及び各支間中央付近を測定。桁筋など構造別に、5mm刻につき1箇所を取った鋼材の中央付近を測定。 1型鋼形式 トラス・アーチ																																																																											
		主筋、各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 鋼板高 (mm) h': 鋼板又はウェブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)																																																																											
		桁筋として仮組立をしない状態の鋼材について、主要鋼材全数を測定。																																																																											
		主要鋼材全数を測定。 h: 鋼板高 (mm)																																																																											

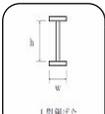
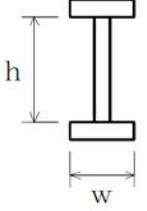
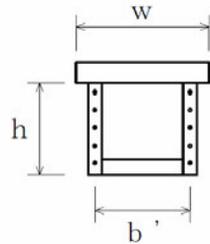
訂正前 : 鋼げた等
訂正後 : 鋼げた等

訂正前 : 規格値の L, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、鋼げた、主筋の鉛直度 の規格値の hに代入する数値はmm単位の数値とする。

訂正後 : 規格値の L, B, hに代入する数値はm単位の数値である。ただし、鋼げた、主筋の鉛直度 の規格値の hに代入する数値はmm単位の数値とする。

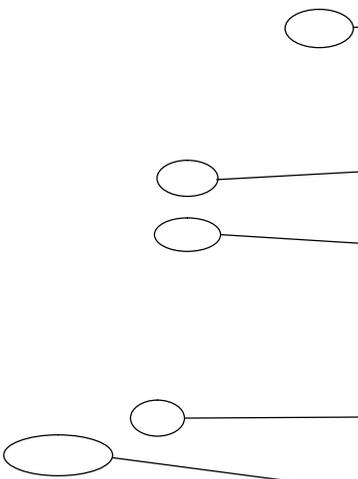
三重県公共工事共通仕様書(平成21年7月)正誤表

建設工事施工管理基準(案)

ページ		誤										正						
97																		
編	章	節	条	校	工 種	測定項目	規格値	測定基準										
2	5	3	4	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2… w ≤ 0.5	銅げた等	トラス・アーチ等	測定箇所	摘要							
	規	工				板高 h (m)	±3… 0.5 < w ≤ 1.0				主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。							
						板間隔 b' (m)	±4… 1.0 < w ≤ 2.0 ± [1+w/2] 2.0 < w				床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。							
					部	板の平面度 δ (mm)	h/250				主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。	※規格値のし、Bに代入する数値はmm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のbに代入する数値はmm単位の数値とする。						
					材	銅げた等のフランジ間 距離のデキキプレート δ (mm)	b/150				h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)							
					度	フランジの直角度 δ (mm)	w/200				主要部材全数を測定。							
						部材長 ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10											
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>訂正前</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">測定基準</td></tr> <tr><td>銅げた等</td><td>トラス・アーチ等</td></tr> </table> <p>訂正後</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">測定基準</td></tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>I型鋼げた</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トラス弦材</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>訂正前 : ※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p> <p>訂正後 : ※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。</p> </div>													測定基準		銅げた等	トラス・アーチ等	測定基準	
測定基準																		
銅げた等	トラス・アーチ等																	
測定基準																		

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正							
275		<div data-bbox="1541 256 1906 363"> <p>訂正前 : 構造物の 訂正後 : 重要構造物では</p> </div> <div data-bbox="1541 400 1906 496"> <p>訂正前 : 指示地 訂正後 : 指示値</p> </div> <div data-bbox="1541 544 1906 639"> <p>訂正前 : 製造業者 訂正後 : 製造者</p> </div> <div data-bbox="1541 667 1906 774"> <p>訂正前 : 試験 訂正後 : 再試験</p> </div> <div data-bbox="1541 826 1906 933"> <p>訂正前 : 実施したい場合 訂正後 : 実施した場合</p> </div>							
278	<table border="1" data-bbox="174 1204 1169 1484"> <tr> <td data-bbox="174 1204 271 1484">2 ガス圧接</td> <td data-bbox="271 1204 320 1484">施工後試験</td> <td data-bbox="320 1204 443 1484">必須</td> <td data-bbox="443 1204 566 1484">超音波探傷検査</td> <td data-bbox="566 1204 768 1484">JIS Z 3062</td> <td data-bbox="768 1204 969 1484"> <p>・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</p> </td> <td data-bbox="969 1204 1169 1484"> <p>超音波探傷検査は、<u>技取検査</u>を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p> </td> </tr> </table>	2 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</p>	<p>超音波探傷検査は、<u>技取検査</u>を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<div data-bbox="1429 1214 1720 1329"> <p>訂正前 : 技取検査 訂正後 : 抜取検査</p> </div> <div data-bbox="1429 1361 1794 1497"> <p>訂正前 : 超音波深傷試験 訂正後 : 超音波探傷試験</p> </div>
2 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</p>	<p>超音波探傷検査は、<u>技取検査</u>を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>			

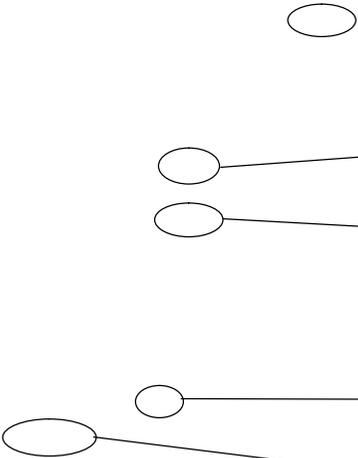
三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正							
278		<div data-bbox="1435 292 1765 387"> 訂正前 : 浸透深傷試験 訂正後 : 浸透探傷試験 </div> <div data-bbox="1435 472 1765 568"> 訂正前 : 深傷 訂正後 : 探傷 </div> <div data-bbox="1435 592 1765 707"> 訂正前 : 深傷長 訂正後 : 探傷長 </div>							
286		<div data-bbox="1339 802 1818 954"> 訂正前 : 最大乾燥密度の94%以上 訂正後 : 基準密度の94%以上 </div> <div data-bbox="1323 1010 1883 1114"> 訂正前 : 舗装調査 試験方法便覧 [4]-91 訂正後 : 舗装調査 試験方法便覧 [3]-91 </div>							
293	<table border="1" data-bbox="168 1204 1176 1460"> <tr> <td data-bbox="168 1204 264 1460">13 固結工</td> <td data-bbox="264 1204 297 1460">施工</td> <td data-bbox="297 1204 320 1460">必須</td> <td data-bbox="320 1204 443 1460">土の一軸圧縮試験</td> <td data-bbox="443 1204 566 1460">JIS A 1216</td> <td data-bbox="566 1204 768 1460"> ①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。 </td> <td data-bbox="768 1204 1176 1460"> 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。 </td> </tr> </table>	13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	<div data-bbox="1384 1233 1637 1321"> 訂正前 : 監督職員 訂正後 : 監督員 </div>
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正
299		<div data-bbox="1339 252 2056 427" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>訂正前 : 1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。</p> <p>訂正後 : 1,000m3に1回の割合で実施する。</p> </div>
303		<div data-bbox="1554 619 1912 724" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>訂正前 : 構造物の 訂正後 : 重要構造物では</p> </div> <div data-bbox="1554 766 1912 871" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>訂正前 : 指示地 訂正後 : 指示値</p> </div> <div data-bbox="1554 912 1912 1018" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>訂正前 : 製造業者 訂正後 : 製造者</p> </div> <div data-bbox="1554 1059 1912 1165" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>訂正前 : 試験 訂正後 : 再試験</p> </div> <div data-bbox="1554 1206 1912 1311" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>訂正前 : 実施したい場合 訂正後 : 実施した場合</p> </div>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

建設工事施工管理基準 (案)

ページ	誤	正
306		<div data-bbox="1556 247 1915 351"> <p>訂正前 : 構造物の 訂正後 : 重要構造物では</p> </div> <div data-bbox="1556 391 1915 494"> <p>訂正前 : 指示地 訂正後 : 指示値</p> </div> <div data-bbox="1556 534 1915 630"> <p>訂正前 : 製造業者 訂正後 : 製造者</p> </div> <div data-bbox="1556 678 1915 782"> <p>訂正前 : 試験 訂正後 : 再試験</p> </div> <div data-bbox="1556 821 1915 925"> <p>訂正前 : 実施したい場合 訂正後 : 実施した場合</p> </div>
313		<div data-bbox="1377 1061 1892 1212"> <p>訂正前 : 最大乾燥密度の94%以上 訂正後 : 基準密度の94%以上</p> </div>

三重県公共工事共通仕様書 (平成 21年 7月)正誤表

写真管理基準 (案)

ページ	誤	正
346	<p>(適用範囲)</p> <p>1. この写真管理基準は土木工事施工管理基準 7 に定める土木工事の工事写真 (電子媒体によるものを含む) の撮影に適用する。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>1. この写真管理基準は建設工事施工管理基準 (案) 7 の (1) に定める工事写真 (電子媒体によるものを含む) の撮影に適用する。</p>

様式一覧

誤	正																																																
<p>ページ 473</p> <p style="text-align: center;">様 式 一 覧</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>書式(事項)名</th> <th>ページ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>出来形管理表</td> <td>503</td> <td>土木工事施工管理基準(案)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>品質管理表</td> <td>504</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>様式1-1</td> <td>測定結果総括表</td> <td>505</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>測定結果一覧表</td> <td>506</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>出来形品質管理図表</td> <td>507</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>出来形品質管理図(工程能力図)</td> <td>508</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工度数表</td> <td>509</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>42-2</td> <td>アスファルト混合物の敷均し時の温度測</td> <td>510</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>51-1</td> <td>塗膜厚測定管理表</td> <td>511</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>51-2</td> <td>塗膜厚測定成績表</td> <td>512</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td><u>コンクリート中の塩分測定表</u></td> <td>513</td> <td><u>生コンクリートの取り扱いマニュアル</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	書式(事項)名	ページ	備 考	15	出来形管理表	503	土木工事施工管理基準(案)	16	品質管理表	504	//	様式1-1	測定結果総括表	505	//	1-2	測定結果一覧表	506	//	2	出来形品質管理図表	507	//	3	出来形品質管理図(工程能力図)	508	//	4	工度数表	509	//	42-2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測	510	//	51-1	塗膜厚測定管理表	511	//	51-2	塗膜厚測定成績表	512	//	52	<u>コンクリート中の塩分測定表</u>	513	<u>生コンクリートの取り扱いマニュアル</u>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 100px;"> <p>訂正前 : 土木工事施工管理基準(案) 訂正後 : 建設工事施工管理基準(案)</p> </div>
様式番号	書式(事項)名	ページ	備 考																																														
15	出来形管理表	503	土木工事施工管理基準(案)																																														
16	品質管理表	504	//																																														
様式1-1	測定結果総括表	505	//																																														
1-2	測定結果一覧表	506	//																																														
2	出来形品質管理図表	507	//																																														
3	出来形品質管理図(工程能力図)	508	//																																														
4	工度数表	509	//																																														
42-2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測	510	//																																														
51-1	塗膜厚測定管理表	511	//																																														
51-2	塗膜厚測定成績表	512	//																																														
52	<u>コンクリート中の塩分測定表</u>	513	<u>生コンクリートの取り扱いマニュアル</u>																																														